

指定介護老人福祉施設（従来型） 重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人純晴会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム浮洲園（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

2 事業者の概要

法人名	社会福祉法人純晴会
所在地	〒710-0034 岡山県倉敷市粒江 2500-1
代表者	理事長 梅野 佑太
設立年月日	1997 年 11 月 14 日
電話番号	086-429-3311

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム浮洲園
指定番号	3370201208
所在地	〒710-0034 岡山県倉敷市粒江 2500-1
施設長	梶原 誠
開設年月日	1998 年 11 月 1 日
電話番号	086-429-3311

(2) 設備の概要

居室	25室 1人部屋（4室）2人部屋（8室）4人部屋（13室）
静養室	1室 居室で静養する事が一時的に困難な入所者が使用できる静養室を設けます。
食堂	2室 入所者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	一般浴槽、特殊浴槽。

洗面設備	入所者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	入所者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	入所者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	入所者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
その他	以下の設備を設けています。 ・スタッフルーム ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室等

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が施設長の職務を代行します。	1 名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導を行います。	1 名以上
生活相談員	入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。	1 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。 入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。 要介護認定に関する申請を代行します。	1 名以上
介護職員 (介護職員若しくは看護職員)	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	2 4 名以上
看護職員 (看護師若しくは准看護師)	入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。	3 名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。	1 名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。	1 名以上
その他の従業者	前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置きます。	必要数

(4) 定員

50名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

項目	内容
施設サービス計画の作成	施設サービス計画を作成します。 ・施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入所者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 ・施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 ・施設は、定期的に、若しくは入所者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入所者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 ・施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介護	入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・入浴又は清拭は週2回以上行います。 ・適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・おしめを使用せざるを得ない入所者のおしめを適切に取り替えます。 ・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 ・その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食事	栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】 朝食 7時30分～9時00分 昼食 11時30分～13時00分 夕食 17時00分～18時30分
相談及び援助	常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

社会生活上の便宜の提供等	施設に教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションを行います。 ・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入所者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。 ・ 入所者のご家族との連携を図るとともに、入所者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・ 入所者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、入所者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は入所者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

①おやつを提供

おやつについては入所者の嗜好、体調、栄養状態を考慮し入所者一人一人にあったおやつを提供します。

②教養娯楽設備等の提供、レクリエーション

入所者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションに参加していただくことができます。

③理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「入所者負担金」は、原則として基本利用料に入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本施設サービス費

介護福祉施設サービス費 (1日につき)	単位数 (1単位 10円)	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

(2) 加算・減算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額 (10 割)	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
①夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の 3 %減				
②定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の 30%減				
③身体拘束廃止未実施減算		所定単位の 10%減				
④安全管理体制未実施減算		5 単位/日減				
⑤高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の 1 %減				
⑥業務継続計画未策定減算		所定単位の 3 %減				
⑦栄養管理の基準を満たさない場合の減算		14 単位/日減				
⑧日常生活継続支援加算	(Ⅰ)	36 単位/日	360 円	36 円	72 円	108 円
	(Ⅱ)	46 単位/日	460 円	46 円	92 円	138 円
⑨看護体制加算	(Ⅰ)イ	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
	(Ⅰ)ロ	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(Ⅱ)イ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(Ⅱ)ロ	8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円
⑩夜勤職員配置加算	(Ⅰ)イ	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	(Ⅰ)ロ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(Ⅱ)イ	27 単位/日	270 円	27 円	54 円	81 円
	(Ⅱ)ロ	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ)イ	28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円

	(Ⅲ)ロ	16 単位/日	160 円	16 円	32 円	48 円
	(Ⅳ)イ	33 単位/日	330 円	33 円	66 円	99 円
	(Ⅳ)ロ	21 単位/日	210 円	21 円	42 円	63 円
⑪準ユニットケア加算		5 単位/日	50 円	5 円	10 円	15 円
⑫生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(Ⅱ)	200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	(Ⅱ)※	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
⑬個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
	(Ⅱ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
	(Ⅲ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
⑭ADL 維持等加算	(Ⅰ)	30 単位/月	300 円	30 円	60 円	90 円
	(Ⅱ)	60 単位/月	600 円	60 円	120 円	180 円
⑮若年性認知症入所者受入加算		120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
⑯常勤医師配置加算		25 単位/日	250 円	25 円	50 円	75 円
⑰精神科医療養指導加算		5 単位/日	50 円	5 円	10 円	15 円
⑱障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26 単位/日	260 円	26 円	52 円	78 円
	(Ⅱ)	41 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
⑲外泊時費用		246 単位/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
⑳外泊時在宅サービス利用費用		560 単位/日	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
㉑初期加算		30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
㉒退所時栄養情報連携加算		70 単位/回	700 円	70 円	140 円	210 円
㉓再入所時栄養連携加算		200 単位/回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
㉔退所前訪問相談援助加算		460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
㉕退所後訪問相談援助加算		460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
㉖退所時相談援助加算		400 単位/回	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
㉗退所前連携加算		500 単位/回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
㉘退所時情報提供加算		250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
㉙協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(Ⅱ)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
③⑩栄養マネジメント強化加算		11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円
③⑪経口移行加算		28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円
③⑫経口維持加算	(Ⅰ)	400 単位/月	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	(Ⅱ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
③⑬口腔衛生管理加算		(Ⅰ)	90 単位/月	900 円	90 円	180 円

			(Ⅱ)	110 単位/月	1,100 円	110 円	220 円	330 円
③④療養食加算				6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円
③⑤特別通院送迎加算				594 単位/月	5,940 円	594 円	1,188 円	1,782 円
③⑥配置医師緊急時対応加算			(勤務時間外)	325 単位/回	3,250 円	325 円	650 円	975 円
			(早朝・夜間)	650 単位/回	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円
			(深夜)	1,300 単位/ 回	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
③⑦看取り介護加算	(Ⅰ)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
		死亡日	1,280 単位/ 日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	
	(Ⅱ)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位/日	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円	
		死亡日	1,580 単位/ 日	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円	
③⑧在宅復帰支援機能加算				10 単位/日	100 円	10 円	20 円	30 円
③⑨在宅・入所相互利用加算				40 単位/日	400 円	40 円	80 円	120 円
④⑩認知症専門ケア加算			(Ⅰ)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
			(Ⅱ)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
④⑪認知症チームケア推進加算			(Ⅰ)	150 単位/月	1,500 円	150 円	300 円	450 円
			(Ⅱ)	120 単位/月	1,200 円	120 円	240 円	360 円
④⑫認知症行動・心理症状緊急対応加算				200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
④⑬褥瘡マネジメント加算			(Ⅰ)	3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
			(Ⅱ)	13 単位/月	130 円	13 円	26 円	39 円
④⑭排せつ支援加算			(Ⅰ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
			(Ⅱ)	15 単位/月	150 円	15 円	30 円	45 円
			(Ⅲ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
④⑮自立支援促進加算				280 単位/月	2,800 円	280 円	560 円	840 円
④⑯科学的介護推進体制加算			(Ⅰ)	40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円
			(Ⅱ)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
④⑰安全対策体制加算				20 単位/回	200 円	20 円	40 円	60 円
④⑱高齢者施設等感染対策向上加算			(Ⅰ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円

	(Ⅱ)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
④新興感染症等施設療養費		240 単位/日	2,400 円	240 円	480 円	720 円
⑤生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(Ⅱ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
51 サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	(Ⅱ)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
52 介護職員等処遇改善加算	(Ⅰイ)	1 月につき所定単位の 16.3%				
	(Ⅰロ)	1 月につき所定単位の 17.6%				
	(Ⅱイ)	1 月につき所定単位の 15.9%				
	(Ⅱロ)	1 月につき所定単位の 17.2%				
	(Ⅲ)	1 月につき所定単位の 13.6%				
	(Ⅳ)	1 月につき所定単位の 11.3%				

①夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算

事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

②定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る入所者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合

※身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

④安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

⑤高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑦栄養管理の基準を満たさない場合の減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑧日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合

⑨看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑩夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

⑪準ユニットケア加算

厚生労働大臣が定める準ユニットの設備基準、人員配置基準を満たしている場合。

⑫生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑬個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑭ADL 維持等加算

入所者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、6月ごとの状態変化がみられた場合

※Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられているADLを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの10項目を5点刻みで点数化し、その合計を100点満点で評価する仕組みです。

⑮若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑯常勤医師配置加算

常勤専従の医師を1名以上配置している場合

⑰精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が全入所者の3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

⑱障害者生活支援体制加算

入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合

⑲外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）

介護老人福祉施設の入所者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合 ※1月につき6回まで。

⑳外泊時在宅サービス利用費用

介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から提供される在宅サービスを受けた場合 ※1月につき6回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません

㉑初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して30日以内

㉒退所時栄養情報連携加算

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

㉓再入所時栄養連携加算

退所した入所者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きく異なるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合

㉔退所前訪問相談援助加算

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合

㉕退所後訪問相談援助加算

退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合

㉖退所時相談援助加算

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から2週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合

㉗退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

㉘退所時情報提供加算

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

㉙協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関との連携体制の構築をした場合

(1)協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2)それ以外の場合

※協力医療機関の要件

- ア 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う
 帯背を常時確保していること
- イ 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確
 保していること
- ウ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等
 の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

③⑩栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

③⑪経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

③⑫経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

③⑬口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月 1 回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

③⑭療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

③⑮特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1 月 12 回以上、通院のため送迎を行った場合

③⑯配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

③⑰看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入所者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

③⑧在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20％）以上の在宅復帰を実現した場合

③⑨在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しているおり、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

④⑩認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50％以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催している場合

④⑪認知症チームケア推進加算

施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が2分の1以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

④⑫認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

④⑬褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の間により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

④⑭排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

④⑤自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

④⑥科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している入所者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

④⑦安全対策体制加算

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に実施している場合、入所者につき入所初日に限って算定

④⑧高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症*協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。※新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

④⑨新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症*に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

*現時点において指定されている感染症はありません

⑤⑩生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

51 サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定

52 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3)食費及び居住費

①食事の提供に要する費用

基本料金 1日当たり 1,650円

②居住に要する費用

基本料金 入所・退所の時間に関わらず、1日当たり 915円

(4)その他の費用

①おやつに要する費用

基本料金 1日当たり 150円

入所者の嗜好、体調、栄養状態を考慮し入所者一人ひとりにあったものを提供します。

②理美容代

実費

理美容事業者へ直接お支払いください。

③行事費

行事運営に係る費用として使用させていただきます。

徴収時期は年2回（5月・11月）とし、1回あたり1,000円をご負担いただきます。

④郵送に関わる事務手数料

請求書・領収書・情報提供書等の郵送費および事務手数料として、月額130円をご負担いただきます。※「ケアコネ」未登録の方が対象となります。

⑤その他

入所者の嗜好品など、入所者個人で使用する物品に関しては実費でご負担ください。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

	負担限度額（日額）			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	300円	390円	680円	1,420円
居住費	0円	430円	430円	530円

6 利用料金のお支払方法

利用料は、ひと月ごとに計算し翌月にご請求いたしますので、請求のあった月の所定日までに、事業者が指定する方法でお支払いください。

7 居室の変更について

下記に該当する場合は、入所者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ①入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。
- ②入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入所者及び代理人と協議のうえ決定するものとします。
- ③感染症等や、著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、居室の変更が必要であると医師が判断した場合。

8 施設退所について

(1) 契約終了に伴う退所

施設との契約では、契約が終了する期日は定めていませんが、次の事由があった場合に、施設との契約は自動で終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ①入所者が死亡した場合
- ②要介護認定により入所者の心身の状況が非該当又は要支援と判定された場合
- ③要介護認定により入所者の心身の状況が、要介護1又は要介護2と判定された場合（ただし、入所判定に関する特例入所の要件を満たす場合を除く。）
- ④入所者が入院した場合において、概ね7日以上入院が見込まれるときは、施設と入所者又は代理人との協議の上、退所について協議するものとする。
- ⑤入所者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院等に入院した場合
- ⑥入所者の心身の状況の変化により、施設において適切な介護サービスの提供が困難となり、医療機関への入院又は他の介護保険施設等への入所が必要と医師等により認められた場合
- ⑦事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑧施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑨施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑩入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑪施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(2) 入所者からの退所の申出（契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。以下のような事由により、退所を申し出の場合には、退所を希望する日の30日前までに届出書をご提出下さい。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合

(3) 入所者からの退所の申出（中途解約）

以下のような事由がある場合には、入所者は即時に契約を解約し、施設を退所することができます。

- ①施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ②施設若しくは従業者が守秘義務に違反した場合
- ③施設若しくは従業者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(4) 施設からの退所の申出（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ①入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入所者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③入所者、代理人又はその家族、その他関係者が、故意又は重大な過失により施設又は従業者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(5) 入所者の入院に関する取扱い

- ①入所者が病院又は診療所に入院した場合には、施設は入所者又は代理人と協議の上、退院後の再入所の可否について必要な配慮を行います。
- ②入所者の入院期間中、入所者又は代理人は、重要事項説明書に定める料金体系に基づき、所定の利用料金を施設に支払うものとします。
- ③入所者の入院中、施設は必要に応じて当該居室を短期入所生活介護等に利用する場合があります。この場合であっても、入所者の退院後の入所については、可能な限り配慮します。
- ④入所者が入院した場合で、概ね7日以上入院が見込まれるときは、施設と入所者又は代理人との協議の上、退所について協議する場合があります。

(6) 円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介

③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 代理人及び連帯保証人について

(1) 代理人の選任

入所者は、本契約に関する手続及び施設との連絡調整を行う者として代理人を選任することができます。

(2) 代理人の役割

代理人は、次の事項を行う者としします。

- ① 本契約に関する説明の受領
- ② 施設との連絡調整
- ③ 施設サービス計画書の説明受領及び同意
- ④ 入所者に代わる施設との協議及び確認
- ⑤ その他、本契約の履行に関する事務

(3) 代理人への説明及び連絡

施設は、本契約に基づくサービス提供に関する説明、報告及び連絡については、原則として代理人に対して行うものとしします。

ただし、施設は入所者の意思及び人格を尊重し、可能な限り入所者本人にも説明を行うよう努めます。

(4) 代理人の再委任

代理人は、施設の承諾を得て、本契約に関する事務の一部を第三者に委任することができます。

(5) 代理人の変更

入所者又は代理人は、代理人に変更が生じた場合には、速やかに施設へ届け出るものとしします。

(6) 連帯保証人

入所者は、本契約に基づく債務について連帯保証人を定めるものとしします。

(7) 連帯保証人の責任

連帯保証人は、入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務（利用料金、損害賠償、原状回復費用、残置物処分費用等）について保証するものとしします。

(8) 保証の極度額

連帯保証人の保証の極度額は、50 万円としします。

(9) 身元引受人

連帯保証人は、入所者の身元引受人を兼ねるものとし、本契約終了後の入所者の身柄の引取り及び残置物の引取りを行うものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来園の際

- ①面会時等、入所者に体調の変化が見受けられた際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者が施設内の機械及び器具を利用される際は従業者にお声かけください。
- ③入所者を連れ、施設外もしくはフロア外に出られる際は従業者にお声かけください。

(2) 一時外泊

入所者は、施設の同意を得た上で、おおむね1週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、入所者又は代理人は宿泊開始日の前日までに施設に届け出るものとします。

(3) 禁止行為

- ①原則として喫煙及び飲酒。また、施設が定める場所以外での飲食等
- ②従業者又は他の入所者に対するハラスメントや、その他の迷惑行為
- ③施設内での金銭及び食物等の授受
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ペット等の連れ込み
- ⑥宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- ⑦身体的・精神的暴力
- ⑧決められた以外の物の持ち込み
- ⑨暴言、威圧的言動、過度な要求等

11 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 非常災害・感染症発生時の対応

(1)防災・避難体制

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練は地域住民の参加を得られるよう努めます。

(2)感染症・食中毒対策

施設では、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための指針に基づき、次のような取組を行います。

- ①感染症対策委員会を概ね3か月に1回以上開催し、結果を全職員に周知します。
- ②年2回以上、職員を対象とした感染症・食中毒予防の研修及び訓練を実施します。
- ③感染症が発生した場合は、厚生労働省の定める手順に従い、関係機関への報告と必要な措置を講じます。

(3)業務継続計画（BCP）

当施設では、地震・風水害・感染症等の発生時にも入所者への介護サービスを継続できるよう、「業務継続計画（BCP）」を策定しています。

職員への研修・訓練を定期的実施し、非常時には計画に基づき、入所者の安全確保と早期のサービス再開に努めます。

14 衛生管理

施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。

15 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、身体的拘束の適正化を図るために委員会を設置し、年2回以上の研修を行います。

16 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、虐待防止に関する指針を定め、委員会を定期的開催し、全職員を対象に年2回以上の研修を行っています。また、職員が入所者に対する虐待、またはご家族などによる虐待を発見した場合は、速やかに市町村等の関係機関に通報し、必要な支援を行います。

17 個人情報の取扱いについて

(1) 守秘義務

施設及び従業者は、サービスの提供に当たり知り得た入所者及び代理人並びにその家族に関する個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も継続します。

(2) 従業者への守秘義務の徹底

施設は、従業者が退職後においても、在職中に知り得た入所者及び代理人並びにその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(3) 医療機関等への情報提供

入所者に医療上の緊急の必要がある場合には、医療機関等に対して入所者の心身の状況等に関する情報を提供することがあります。

(4) サービス提供に必要な情報提供

施設は、入所者に対する適切なサービス提供のため、居宅介護支援事業所、サービス担当者会議、医療機関その他関係機関に対して、必要な範囲で入所者及びその家族の個人情報を提供することがあります。

(5) 退所支援に伴う情報提供

入所者の退所に当たり、円滑な退所支援のために必要な場合には、医療機関、居宅介護支援事業所、介護保険施設その他関係機関に対して必要な情報を提供することがあります。

(6) 個人情報の取扱いに関する同意

上記の個人情報の利用及び提供については、入所者又は代理人の同意を得たうえで行うものとします。

18 苦情対応について

施設では、入所者およびご家族からの苦情やご意見に、迅速かつ適切に対応する体制を整えています。苦情の受付窓口を施設内に設置し、内容を記録のうえ、速やかに調査・改善を行います。

①特別養護老人ホーム浮洲園

受付時間：9時00分～18時00分

電話番号：086-429-3311

担当窓口：生活相談員・介護支援専門員・担当課長

必要に応じて、市町村や国民健康保険団体連合会など関係機関の調査・指導に協力し、その結果に基づき改善を図ります。また、下記の外部苦情受付機関にも相談・申し出ることができます。

②倉敷市役所 介護保険課

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

電話番号：086-426-3343

③岡山県国民健康保険団体連合会

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

電話番号：086-223-8811

19 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

松田病院

住所：岡山県倉敷市鶴形1-3-10

倉敷市立市民病院

住所：岡山県倉敷市児島駅前2丁目39

【協力歯科医療機関】

馬越歯科医院

住所：岡山県倉敷市福田町古新田238

20 損害賠償について

(1) 施設の損害賠償責任

施設は、本契約に基づくサービスの提供に当たり、施設又は従業者の責に帰すべき事由により入所者又は代理人に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償します。

(2) 損害賠償責任の減免

ただし、損害の発生について入所者又は代理人に故意又は過失が認められる場合や、入所者の心身の状況等を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることがあります。

(3) 施設が責任を負わない場合

次の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を負いません。

- ① 入所者又は代理人が、契約締結時に入所者の心身の状況又は病歴等の重要事項について故意に告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 入所者又は代理人が、サービスの提供に必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 入所者の急激な体調の変化等、施設の提供したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合
- ④ 入所者又は代理人が、施設又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に当たり、入所者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 岡山県倉敷市粒江 2 5 0 0 - 1

施設名 特別養護老人ホーム浮洲園 (指定番号 倉敷市 3 3 7 0 2 0 1 2 0 8 号)

施設長 梶原 誠 印

説明者氏名 (及び職種) _____ (_____)

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

入所者	住所 _____
	氏名 _____

代理人	住所 _____
	氏名 _____

続柄 _____

連帯保証人兼身元引受人

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____